農地法第４条・５条許可申請に必要な書類

◆　必要書類

種　類		備　考
1	農地法第４条・５条許可申請書	
2	申請者の身分証明書（写）	・運転免許証、マイナンバーカード 等の写し ※申請者本人が申請書を持参され、身分証明書の原本提示により本人確認ができる場合は、添付不要です。
3	事業計画書	
4	登記事項証明書〈土地登記簿謄本〉 （申請日３か月以内のもの）（注１）	・土地の全部事項証明書（原本）に限る
5	公図（申請日３か月以内のもの）（注１）	・法務局備え付けの公図に限る ・隣接地の地目、所有者、赤道、水路を記入
6	位置図	・申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図等）
7	計画平面図	・建物、工作物の面積、位置 ・資材置場の場合…資材等の種類、量
8	取水、排水計画図（７との併用可）	・雨水…排水方法（側溝、溜枡、調整池等）、放流先 ・汚水…処理方法（合併浄化槽、集落排水等）、放流先
9	横、縦断面図	・切土、盛土高（現況線、計画線を記入） ・建物、水路、隣接地等との高低差、位置関係 ・擁壁、法面…工法、勾配、法面保護
10	土地改良区の意見書	・地元土地改良区→松江市土地改良区
11	資金証明	・預金残高証明書、融資証明書、通帳原本確認 等

◇　該当する場合は必要な書類

種　類		備　考
12	隣接農地の所有者、耕作者、水利権者等の同意書	・隣接する農地がある場合
13	委任状	・代理申請、許可書受け取りを委任する場合
14	住民票	・申請者が市外在住の場合
15	戸籍の附票	・住民票の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合
16	相続関係書類	・相続登記が未了の場合 ・相続関係を証する書面 及び 相続人全員の同意書
17	抵当権者の同意書	・抵当権が設定されている場合
18	他法令の許可、認可等を了する書面	・農振除外、開発許可、墓地経営許可 等 ※他法令により許可及び届出等が必要な場合は、関係部署に手続きを行なってください。
19	法人登記簿謄本 （申請日３か月以内のもの）（注１）	・申請者が法人の場合
20	求積図	・土地の一部を転用する場合 ※一時転用の場合は省略できます。
21	農地への復元計画平面図、断面図	・一時転用の場合

【裏面へ続く】

（注１）登記情報提供サービスについて

申請に必要な書類のうち、登記事項証明書、公図、法人登記簿謄本については、「登記情報提供サービス」からオンラインで取得した、「照会番号」付き情報の提出に代えることができます。

（注２）証明書等の原本還付について

登記事項証明書（土地登記簿謄本）や公図等、提出書類の原本をお返しする必要がある場合は、原本＋コピー１部を提出してください。